

鋼船規則

規則

A 編 総則

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 規則 第 9 号
2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議
2007 年 12 月 25 日 理事会 承認
2008 年 2 月 14 日 国土交通大臣 認可

2008 年 2 月 27 日 規則第 9 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

2 章 定義

2.1 一般

2.1.45 から 2.1.47 として次の 3 条を加える。

2.1.45 水密

水密とは、非損傷時及び損傷状態にて想定される水頭下において、任意の方向の水の通過を防止することができる寸法及び配置を有することをいう。損傷状態においては、浸水の間状態を含め最も過酷な状態における水頭を考慮しなければならない。

2.1.46 風雨密

風雨密とは、想定される海象状態において船内に浸水しないことをいう。

2.1.47 キール線

キール線とは、キールに対して平行な線であって、乾舷用長さ (L_f) の中央において、船体中心線におけるキールの頂部又は金属外板を有する船舶でバーキールが外板の下方に延長されている場合には、外板内法線とキールの交差する線を通るもの。

附 則

1. この規則は、2009 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。